

# 地域産業委員会 案件一覧

(令和7年9月17・18日開催分)

## ○付託議案審査 1件

部局	上程順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
創造部 地域未来	1	第115号議案 大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例の制定について	2	林 池上特別出張所長

## ○補正予算案の説明 2件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
創造部 地域未来	1	令和7年度一般会計補正予算(第3次)案について	1	長沼 地域力推進課長
産業 経済部	2	令和7年度一般会計補正予算(第3次)案について	2	石川 産業振興課長

## ○令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について 1件

部局	上程順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
各部共通	1	令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について	1	長沼 地域力推進課長

○所管事務報告 7件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	臨海斎場施設整備に伴う増築等について（中間報告）	8	長沼 地域力推進課長
	2	「おおた生涯学習推進プラン」改定に向けた区民・団体アンケート調査の実施について	9	竹田 青少年・生涯学習担当課長
	3	公共施設利用システムにおけるオンラインキャッシュレス決済の導入について	10	飯野 地域未来創造部副参事（事業調整担当）
	4	大田区平和都市宣言記念事業「平和のつどい」の実施結果について	11	
産業経済部	5	第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025に向けた気運醸成事業について	5	元木 商業・観光振興担当課長
	6	認定農業者制度創設に向けた農業基本構想（素案）の策定について	6	
	7	実証実験・実装促進事業の採択結果について	7	中谷 イノベーション事業担当課長

地域産業委員会 令和7年9月17・18日
地域未来創造部 資料2番 所管 池上特別出張所

## 第115号議案

### 大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例の制定について

#### 1 制定理由

大田区立池上会館の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の一部の供用を停止するため、新たに大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例を制定する。

#### 2 条例内容

別紙のとおり

#### 3 施行年月日

- (1) 松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、多目的ホール及び和室の供用の停止期間に係る規定 令和7年11月1日
- (2) 集会室の供用の停止期間に係る規定 令和8年1月1日

第 115 号議案

大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田区立池上会館条例（平成 5 年条例第 7 号）に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設は、それぞれ当該各号に定める期間、その供用を停止する。

- (1) 松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、多目的ホール及び和室 令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- (2) 集会室 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、多目的ホール及び和室の供用の停止期間に係る規定 令和 7 年 11 月 1 日
- (2) 集会室の供用の停止期間に係る規定 令和 8 年 1 月 1 日

(提案理由)

大田区立池上会館の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の一部の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

令和7年度一般会計補正予算（第3次）案について

**歳入**

（款）寄附金 （項）寄附金

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
寄附金	346,927	14,457	361,384	寄附金	1 寄附金（地域力推進課） 地域力応援基金寄附金 116 2 寄附金（文化芸術推進課） 勝海舟基金寄附金 245

事項別明細書（第3次）28・29頁

1 寄附金（地域力推進課）

補正前：0千円      補正額：116千円      補正後：116千円  
地域力応援基金への寄附による増

2 寄附金（文化芸術推進課）

補正前：1,500千円      補正額：245千円      補正後：1,745千円  
勝海舟基金への寄附による増

**歳出**

（款）2 総務費 （項）2 地域振興費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
4 区民協 働費	303,977	3,951	307,928	12 委託料	1 二十歳のつどい （地域力推進課） 3,951
5 特別出 張所費	3,291,622	9,856	3,301,478	14 工事請負費	1 区民センター管理運営費 （大森西特別出張所） 9,856

事項別明細書（第3次）34・35頁

1 二十歳のつどい

補正前：16,082 千円                      補正額：3,951 千円                      補正後：20,033 千円  
令和7年度二十歳のつどいに係る経費の増

2 区民センター管理運営費

補正前：107,679 千円                      補正額：9,856 千円                      補正後：117,535 千円  
大森東地域センター屋上防水改修工事

**債務負担行為補正 追加**

単位：千円

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
公共施設利用システム改修委託	令和8年度	20,856	公共施設利用システム改修委託 (地域力推進課) 経費 20,856 本年度予算計上額 0 本年度債務負担額 20,856

事項別明細書（第3次）66・67頁

1 公共施設利用システム改修委託

音楽スタジオの利用システムを公共施設利用システムに統一するため

## 令和7年度一般会計補正予算（第3次）案について

### 歳入

(款) 17 寄附金 (項) 1 寄附金

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
1 寄附金	346,927	14,457	361,384	1 寄附金	1 寄附金（産業経済部）
				14,457	10,421

事項別明細書（第3次）28、29頁

#### 1 寄附金

補正前：2,800千円

補正額：10,421千円

補正後：13,221千円

産業のまち未来基金への寄附による増

### 歳出

(款) 5 産業経済費 (項) 1 産業経済費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
2 産業振興費	9,738,958	519,909	10,258,867	12 委託料 509,488	1 持続的な運営・にぎわい創出 509,488
				24 積立金 10,421	(1) 商店街活性化推進事業 (509,488)
					2 産業のまち未来基金積立金（総務部） 10,421

事項別明細書（第3次）52、53頁

#### 1 持続的な運営・にぎわい創出

##### (1) 商店街活性化推進事業

補正前：484,533千円

補正額：509,488千円

補正後：994,021千円

キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業に伴う増

#### 2 産業のまち未来基金積立金（総務部）

補正前：5,500,000千円

補正額：10,421千円

補正後：5,510,421千円

産業のまち未来基金への積立に伴う増

## 令和7年9月11日大田区豪雨に係る対応状況について

### 1 気象情報

#### 【注意報・警報の履歴】

日付（曜日）		発表時間	注意報・警報
9月11日	(木)	13:48	大雨・雷注意報
		14:33	大雨・雷・洪水注意報
		14:53	洪水警報 大雨・雷注意報
		15:02	大雨・洪水警報 雷注意報
		15:40	土砂災害警戒情報
		18:30	土砂災害警戒情報 解除
		19:22	大雨・洪水警報 解除 大雨・雷注意報
9月12日	(金)	3:06	大雨注意報 解除
		4:33	雷注意報 解除

### 2 災害対策本部等の設置・解除

日付（曜日）		時間	設置・解除
9月11日	(木)	14:20	監視体制（設置）
		14:53	水防一次態勢（移行）
		15:15	災害対策本部（設置） 第1回災害対策本部会議
		17:15	第2回災害対策本部会議
9月12日	(金)	9:00	第3回災害対策本部会議
		11:30	第4回災害対策本部会議
		18:15	第5回災害対策本部会議
9月13日	(土)	13:30	第1回コア部局会議
9月14日	(日)	13:30	第2回コア部局会議
9月15日	(月)	13:30	第3回コア部局会議
9月16日	(火)	9:00	第6回災害対策本部会議

### 3 降雨量

9月11日0時00分 から 19時00分			
場 所	総雨量	最大時間雨量	最大10分雨量
馬込特別出張所	99.5mm	65.0mm (11日16:00)	25.5mm (11日15:10)
嶺町特別出張所	128.5mm	68.5mm (11日15:00)	27.0mm (11日15:10)
大田区役所本庁舎	68.5mm	35.5mm (11日16:00)	27.5mm (11日15:00)
雪谷特別出張所	123.0mm	62.5mm (11日16:00)	32.0mm (11日15:10)
新井宿特別出張所	87.0mm	75.0mm (11日16:00)	29.5mm (11日15:10)
田園調布(下)	99.0mm	56.0mm (11日15:00)	32.0mm (11日15:00)
池上	86.0mm	58.0mm (11日16:00)	27.0mm (11日15:10)
羽田(アメダス羽田)	89.0mm	85.5mm (11日16:00)	27.5mm (11日15:40)

### 4 風速

場 所	最大瞬間風速	最大瞬間風速時間	風向
アメダス羽田(東京国際空港)	30.9m/s	11日 15:32	北
大田区役所本庁舎	18.7m/s	11日 15:00	西北西

### 5 多摩川水位

日	時間	田園調布(上)水位	備 考
11日	14:20	閉局	監視体制(設置)
	14:53	閉局	水防一次態勢(移行)
	15:15	3.30m	災害対策本部体制(移行)
	15:40	3.59m	最高水位(15:40~50)
	19:00	2.97m	

### 6 呑川水位

日	時間	池上水位	備 考
11日	14:20	1.45m	監視体制(設置)
	14:53	3.67m	水防一次態勢(移行)
	15:15	4.87m	災害対策本部体制(移行)
	15:30	5.19m	最高水位(15:30~40)
	19:00	1.09m	

7 丸子川水位

日	時間	滝ノ橋水位	備考
11日	14:20	0.96m	監視体制（設置）
	14:53	1.71m	水防一次態勢（移行）
	15:15	1.74m	災害対策本部体制（移行）
	15:45	1.57m	
	19:00	0.27m	

8 避難情報等の発令

日	時間	対象地域	発令内容
11日	15:15	田園調布4・5丁目	警戒レベル5 緊急安全確保
	16:00	呑川・丸子川流域	警戒レベル5 緊急安全確保
	17:15	全域	警戒レベル5解除

9 避難場所

	開設施設	避難者数
水害時緊急避難場所	田園調布せせらぎ館	—
緊急受入対応	10特別出張所 (入新井、馬込、池上、新井宿、嶺町、 田園調布、鶉の木、久が原、雪谷、千束)	3名（久が原）
合計	11施設	

9月11日（木）18：00頃、全所閉鎖済み

## 10 被害状況（16日8時30分現在）

○建物被害（浸水等）

住家・民間事業所等 ※相談件数

地域	住家		民間事業所等	合計
	床上浸水	床下浸水		
大森東	11	1	0	12
大森西	8	0	3	11
入新井	5	0	2	7
馬込	25	4	3	32
池上	13	5	0	18
新井宿	15	2	1	18
嶺町	11	0	1	12
田園調布	2	1	1	4
鶉の木	6	10	0	16
久が原	26	3	3	32
雪谷	149	26	12	187
千束	6	1	1	8
糎谷	2	0	1	3
羽田	2	0	0	2
六郷	0	0	0	0
矢口	2	0	2	4
蒲田西	2	1	1	4
蒲田東	4	1	1	6
合計	289	55	32	376

区施設 ※被害施設数は86施設

	床上浸水	床下浸水	浸水（不明）	その他	合計（延べ）
区施設	10	5	0	78	93

※このほか、私立保育施設45施設に被害が生じている

○その他の被害等

道路被害 68件

公園被害 7件

その他 13件

（倒木、塀倒壊、土砂流出、コンテナ転倒（死者1名、負傷者1名）等）

停電 約3,640軒（9月11日 14:47～17:10）

上池台五丁目、中馬込一丁目・三丁目、西馬込一丁目、南馬込五丁目

## 11 災害対策本部のこれまでの主な活動内容

組織名	内容
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全庁の指揮・統括、気象情報収集、被害情報収集、関係機関調整</li> <li>○9月13日・14日「9月11日大田区豪雨対策臨時相談窓口」開設 上池台商店街で実施（※資源環境部とともに従事） 相談127件（消毒関係48件、ごみ関係27件、り災証明関係22件ほか）</li> </ul>
災対 企画経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談・支援情報等に係る広報 9月12日に区公式ホームページで配信開始 問い合わせ14件</li> <li>○9月16日「9月11日大田区豪雨対策臨時相談窓口」開設 場所：本庁舎2階 広聴広報課</li> <li>○公共施設工事現場の状況確認</li> </ul>
災対 地域未来創造部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○9月12日から14日「緊急災害対応窓口」を雪谷特別出張所に開設 相談245件、り災証明申請受理202件</li> <li>○被災者支援ボランティア 9月14日に雪谷特別出張所を拠点に活動開始 ボランティア対応件数7件 業者等への連絡先紹介4件</li> <li>○各特別出張所でも管内の被災者に対して相談対応</li> </ul>
災対 産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回による商店街・事業所の被害状況確認</li> <li>○9月12日中小企業者の相談窓口開設(受付中)</li> </ul>
災対 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各福祉施設の利用者の安全確保、最終降園者午後8時保護者引渡し</li> <li>○田園調布四丁目、五丁目に居住する個別避難計画作成者7名について 電話による安否確認</li> <li>○土砂災害警戒区域及び停電区域に居住する在宅人工呼吸器利用者2名 について電話による安否確認</li> </ul>
災対 健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災家屋の衛生対策（9月14日17時現在） 消毒隊 延11隊、対応職員 延31名、 相談11件 訪問件数269件（うち不在等42件） 出張所、現地窓口への薬液の搬入本数437本 ※不在については3回訪問実施済</li> </ul>
災対 こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館・保育園に関する対応</li> <li>○9月12日建物被害のあった保育園の園児を嶺町特別出張所集会室で 代替保育を実施 9月16日同園の園児を区立田園調布保育園の保育室で代替保育を実施</li> </ul>
災対 まちづくり推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各所パトロール、羽田空港との連絡</li> <li>○がけ等対応6件、区営住宅などの所管施設に関する対応4件</li> </ul>
災対 都市基盤整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各所パトロール</li> <li>○応急活動（冠水対応・舗装復旧・土砂流出清掃等）75件</li> </ul>

<p style="text-align: center;">災対 資源環境部</p>	<p>○臨時収集  (1) 9月12日  3連休中の人員・機材・廃棄物搬入場所の確保等について庁内及び関係機関と調整し、態勢構築  (2) 9月13日  対応職員 11名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日)  電話件数 本庁約70件 現地臨時相談窓口18件 (ごみ関係分のみ記載)  【可燃ごみ・不燃ごみ】  小型プレス車：2台 軽小型貨物車：1台  可燃重量：18.41トン (速報値) 不燃重量：－ (集計中)  【粗大ごみ】  小型ダンプ車：2台 (平常収集車両4台でも一部対応)  中型プレス車：1台  粗大重量：7.65トン (速報値)  (3) 9月14日  対応職員：20名  電話件数 本庁約20件 現地臨時相談窓口9件 (ごみ関係分のみ記載)  【可燃ごみ・不燃ごみ】  小型プレス車：2台  可燃重量：9.26トン (速報値) 不燃重量：1.31トン (速報値)  【粗大ごみ】  小型ダンプ車：2台  粗大重量：5.14トン (速報値)  (4) 9月15日  対応職員 7名 (清掃事務所及び大田区環境公社は通常勤務日)  電話件数 本庁約40件  【可燃ごみ・不燃ごみ】  小型プレス車：1台 軽小型貨物車：1台  可燃重量：7.47トン (速報値) 不燃重量：－ (集計中)  【粗大ごみ】  小型ダンプ車：2台 (平常収集車両4台でも一部対応)  大型プレス車：1台  粗大重量：－ (集計中)  ○9月16日は平常収集に加え、粗大ごみについて臨時対応を実施  9月17日以降も19日を目途に被災地域への臨時対応を継続予定</p>
<p style="text-align: center;">災対 教育総務部</p>	<p>○9月11日保護者引き取りによる帰宅を実施 (一部メールの不具合あり)  ○9月12日給食室への被害により半日登校を実施 (小池小・洗足池小)  小池小学校の給食提供は16日再開。洗足池小学校は修繕等調整中</p>

# 臨海斎場施設整備に伴う増築等について（中間報告）

## 1.コンセプト

### (1) 故人との最後のお別れの場にふさわしい施設計画

・故人の尊厳を守り、送る人々に安らぎを与える空間をつくり、自然光や周辺の緑を活かした施設とする。

### (2) プライバシー性の高い、会葬の各シーンにふさわしい施設計画

・出入口を分離し、迎え入れが重なった場合でも独立した動線を確保する。  
・炉前に独立型の告別室・収骨室を計画する。

### (3) 誰もが安心して利用できる施設計画

・各棟への誘導案内表示を設け、誰もが利用しやすいサイン計画とする。  
・バリアフリーとし、全ての人が利用しやすい施設とする。

### (4) 既存棟と一体的な運用を実現する増築・施設計画

・既存棟と接続することにより、一体的でスムーズな会葬動線、管理動線を構成する。

### (5) 持続可能で、環境に配慮した施設計画

・環境とBCPIに配慮した計画とし、今後の基本設計において検討を進める。  
・西日を極力遮蔽し、中央部に光庭やハイサイドライトを設けて自然採光・通風を室内に取り入れ空調負荷を低減する。

## 2.施設概要

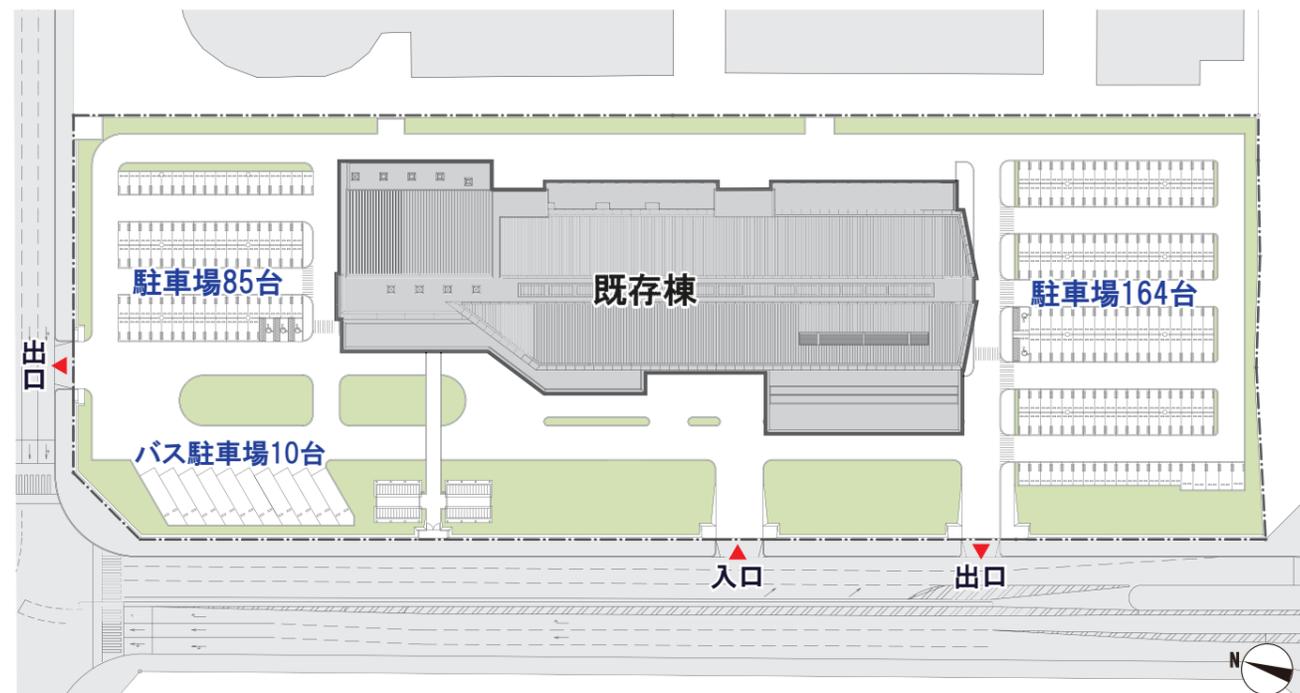


所在地 大田区東海1-3-1  
敷地面積 22,496.74㎡  
高さ・規模 約15m・地上3階建て(地下なし)  
延床面積 約4,400㎡ (既存棟約7,600㎡)  
各階面積

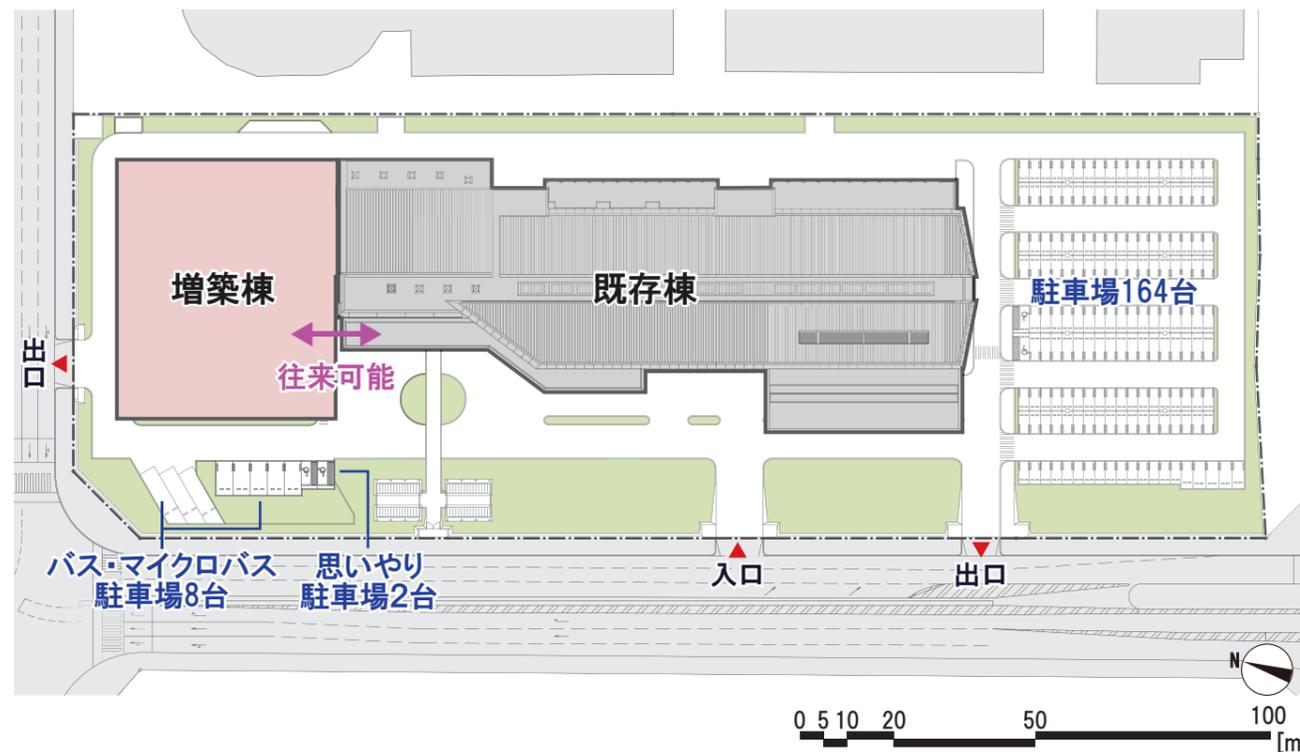
1階	告別室・収骨室・火葬炉設備等	約1,900㎡
2階	待合室7室・多目的室3室等	約2,150㎡
3階	設備室等	約350㎡

## 3.配置計画

計画前 ・駐車台数 計249台 (バス駐車場10台除く)



計画後 ・駐車台数 計166台 (バス・マイクロバス駐車場8台除く)



## 4. 平面計画

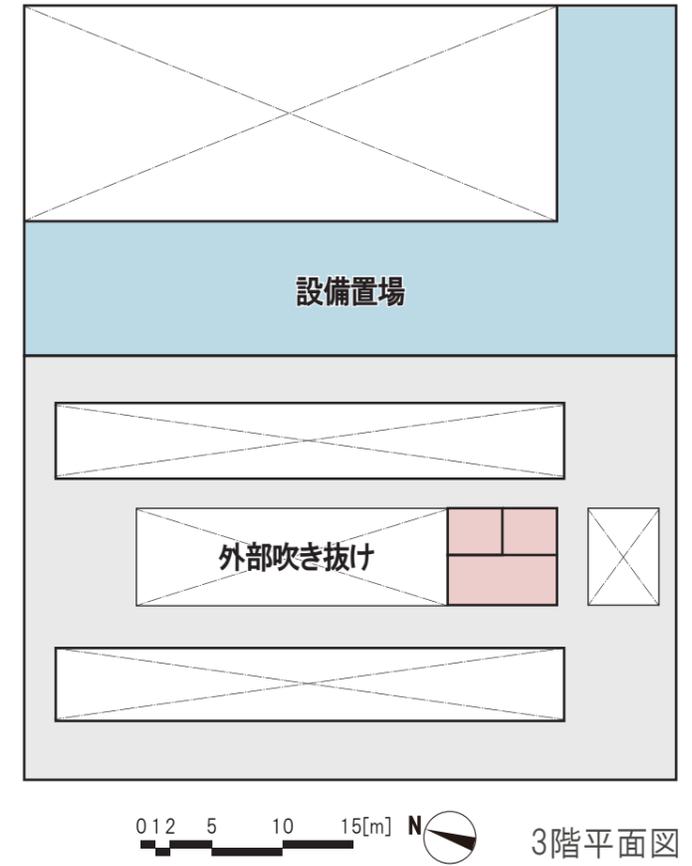
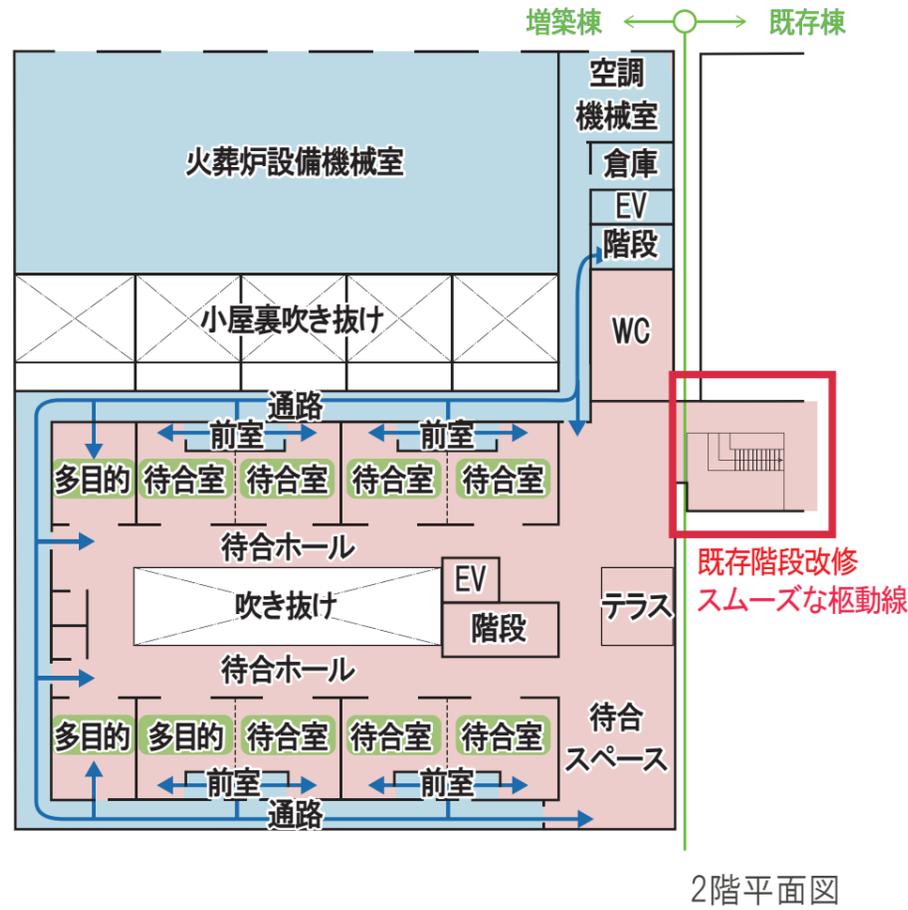
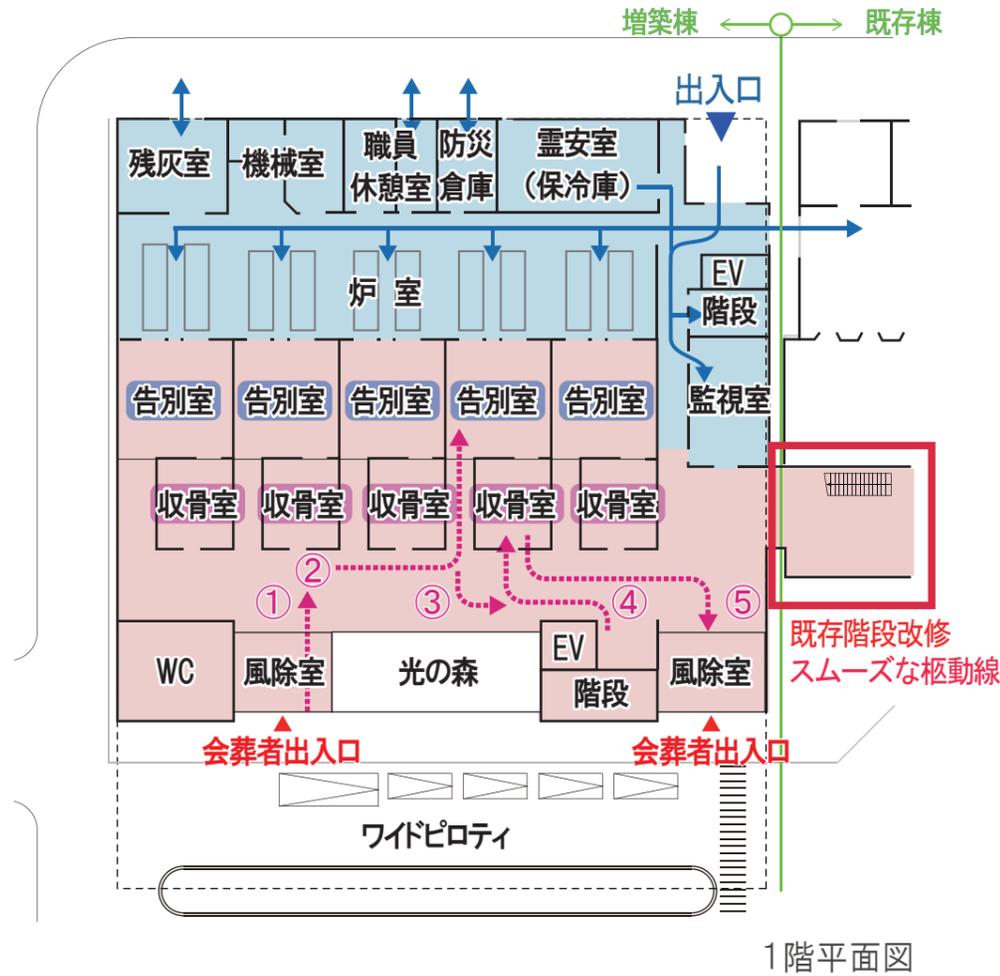
- ・増築棟の各諸室の構成イメージと動線計画を下記に示す。
- ・赤いエリアが主に会葬者利用、青いエリアが主にスタッフ利用を想定。

### 凡例

- ◆ 会葬者の動線 ★ 火葬の手順  
【①到着 → ②告別 → ③火葬(待合) → ④収骨 → ⑤出発】
- ← スタッフの動線
- 会葬者利用エリア
- 管理諸室エリア

### 諸室面積

室名称	各室合計面積	1室あたり
告別室(1階)	約340㎡	約68㎡
収骨室(1階)	約160㎡	約32㎡
待合・多目的室(2階)	約520㎡	約52㎡



## 5. 火葬炉計画

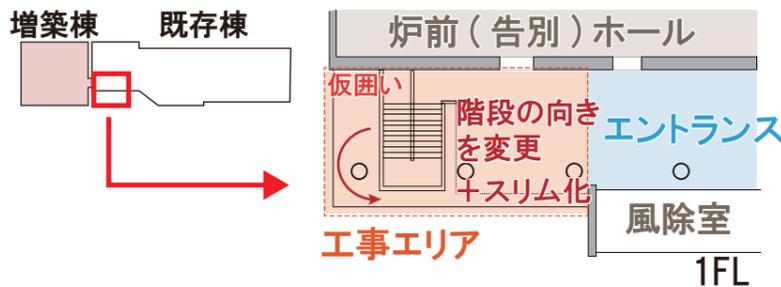
	大型炉	超大型炉
火葬炉基数	9基	1基
火葬件数	通常3回/炉・日 (緊急時等3.5回/炉・日)	

[火葬炉イメージ]



## 6. 既存棟の改修

- ・既存棟から増築棟へのスムーズな動線を確保する。
- ・増築後に運営上も一体連携が可能となるよう、既存棟と設備の改善を図る。



## 7. 今後のスケジュール

R7(2025)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度	R11(2029)年度	R12(2030)年度
基本設計	都市計画変更	実施設計	工事		供用開始
火葬待合室の式場利用4室開始					火葬待合室の式場利用8室開始

## 「おおた生涯学習推進プラン」改定に向けた 区民・団体アンケート調査の実施について

「おおた生涯学習推進プラン」（令和4年度～令和8年度）の次期計画策定にあたり、施策を検討するための基礎資料を得るため、区民・団体アンケート調査を実施する。

### 1 調査対象

#### (1) 区民アンケート

大田区在住の満18歳以上の男女 3,000人（無作為抽出）

#### (2) 団体アンケート

大田区社会教育関係団体 約2,000団体

### 2 調査内容

区民・団体の日頃の学習活動や地域での活動状況、学びに関わるニーズ、社会教育関係団体等の活動状況など、今後の区の生涯学習推進に係る施策の検討に必要なもの。

### 3 調査方法

郵送で調査票を配布し、回答は同封する調査票又はインターネット上のアンケートフォームにより行う。

### 4 スケジュール（予定）

令和7年10月初旬	調査票発送
令和7年10月末	調査終了
令和8年2月下旬	報告書作成

地域産業委員会 令和7年9月17・18日
地域未来創造部 資料10番
所管 地域力推進課

## 公共施設利用システムにおける オンラインキャッシュレス決済の導入について

### 1 目的

公共施設利用者の更なる利便性向上を図るため、公共施設利用システム（以下、うぐいすネット）対象の集会施設及び文化センターについて、施設使用料の支払いにおけるうぐいすネット上でのオンラインキャッシュレス決済を導入する。

### 2 対象及び決済手段

#### (1) 対象

集会施設及び文化センターの施設使用料

※うぐいすネットで予約可能な施設のみ（公園施設及び一部集会施設は対象外）

※付帯設備の料金支払いは窓口のみ

※現金の場合は、これまで通り窓口での支払い

#### (2) 決済手段

クレジットカード決済及び二次元バーコード決済

### 3 スケジュール（予定）

導入開始日時：令和7年10月20日（月）8時30分（予定）

※設定作業により、前日夜間からの一部時間帯においてシステムの制限を予定

### 4 周知

(1) 大田区ホームページ

(2) うぐいすネットホームページ

(3) 各うぐいすネット窓口・特別出張所等での案内配布 など

## 大田区平和都市宣言記念事業「平和のつどい」の実施結果について

### 1 実施日時

- (1) 令和7年8月15日(金)  
平和記念式典等 午前10時から午後6時まで  
平和記念式典 午後1時30分開始
- (2) 令和7年8月28日(木)  
平和祈念花火 午後7時から午後8時まで  
(花火打ち上げは午後7時30分から午後7時55分まで)

### 2 会場

- (1) 平和記念式典等 大田区民ホール・アプリコ  
(2) 平和祈念花火 西六郷四丁目地先(多摩川河川敷)

### 3 内容

#### ○平和記念式典等

大ホール：平和記念式典、映画「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。」上映  
展示室・小ホール：平和パネル展、戦争体験者のお話(映像等)、ワークショップ

#### 【平和記念式典】

- ・区長・議長挨拶
- ・「平和都市宣言文」朗読
- ・黙祷
- ・合唱「平和ってなあに」  
東調布第三小学校による合唱

#### ○平和祈念花火

- ・太鼓演奏
- ・区長挨拶
- ・黙祷
- ・花火の打ち上げ(約4,000発)

### 4 来場者数

平和記念式典等 約2,200人  
平和祈念花火 約84,000人(大田区・川崎市両岸合計)

## 5 その他

関係団体のご協力のもと、大きな事故無く事業を実施することができた。



平和記念式典



東京大空襲体験伝承者講話



平和パネル展・ワークショップ会場



平和祈念花火 会場



平和祈念花火 会場



花火打上げ

## 第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025に向けた 気運醸成事業について

### 1 目的

令和7年11月15日から同月26日までの12日間、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」が日本で初めて開催される。区では、大田区総合体育館及び大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場が競技会場となっており、バスケットボールとビーチバレーボールが行われることから、地域で大会を盛り上げる取組を実施し、デフリンピック競技大会の気運醸成を図る。

### 2 事業概要

大会期間中は、選手や大会関係者、観客など多くの方が競技会場を訪れると予想されることから、競技会場近隣の商店街において歓迎フラッグを掲出し大会気運を盛り上げるほか、指さしチェックシートを店舗に配布しコミュニケーションの円滑化を図る。

#### (1) 該当商店街（10会）

大森本町ミハラ通り北商店会、大森ミハラ通り仲町商店会、ミハラ南商店街、するがや通り商店会、平和島駅商店会、梅屋敷東通り商店街振興組合、梅屋敷梅交会協同組合、蒲田東口商店街商業協同組合、京浜蒲田商店街協同組合、京浜蒲田駅前通り商店会



#### (2) 歓迎フラッグ

掲出期間：10月中旬から会期末まで（予定）

掲出枚数：全体で約500枚

フラッグデザインは、両面に大会エンブレム、それぞれの面には、はねびよんのビーチバレーボールとバスケットボールのデザインを施した。

※右画像のとおり



#### (3) 指さしチェックシート

配布時期：10月中旬

配布枚数：全体で約700枚

内容：飲食・買物・支払の場面でよく使用されるキーワードを掲載し、指さしをすることで会話の一助となるもの。観光庁「インバウンド対応能力強化教材集」を参考に作成。



指さしチェックシートイメージ

地域産業委員会
令和7年9月17・18日
産業経済部 資料6番
所管 産業振興課

認定農業者制度創設に向けた農業基本構想（素案）の策定について

認定農業者制度とは、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするものである。

大田区においても認定農業者制度の創設を目指し、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、「大田区農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（農業基本構想）の素案を別紙のとおり策定した。

また、この素案について以下のとおりパブリックコメントを実施する。

記

- 1 募集期間：令和7年10月1日（水）から10月21日（火）まで
- 2 公表場所
  - (1) 区ホームページ（大田区からのお知らせ一覧）
  - (2) 区政情報コーナー（区役所本庁舎）
  - (3) 産業経済部産業振興課（大田区産業プラザPiO 4階）なお、区報10月11日号等においても、意見募集を周知する。
- 3 意見募集方法  
郵送、ファクシミリ、電子申請、持参のいずれかの方法による。
- 4 意見に対する回答  
寄せられた意見に対しては個別に回答せず、集約した結果をホームページで公表する。

※参考：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）抜粋  
（農業経営基盤強化促進基本構想）  
第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。  
4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

大田区農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本的な構想  
(素案)

## 【目次】

はじめに.....	1
第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標.....	1
1 大田区の位置と農業について.....	1
2 農業経営基盤の強化目標.....	3
第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	6
第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標.....	8
第4章 農業を担う者の確保及び育成に関する事項.....	8
1 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組.....	8
2 関係機関との連携・役割分担の考え方.....	8
第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	9
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェア目標.....	9
2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標.....	9
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	9
第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項.....	9
1 農業経営基盤強化促進事業.....	9
2 大田区での対応.....	9
第7章 その他.....	9

はじめに

都市の農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、防災空間の確保、癒しの緑地空間、農業体験・食育の場の提供など、多くの役割を發揮しています。

国では、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業の多様な機能の適切かつ十分な發揮と都市農地の有効な活用などを基本理念とする都市農業振興基本法を平成27年4月に制定し、都市農地を「都市にあるもの」と位置付けました。

大田区では、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで、緑被率の向上や農風景の保全などを目標としています。また、近年の区民農園における申込者数からも区民の農業への関心が高まっていることが分かります。しかし、その一方で、区内の農地及び農家は年々減少の傾向にあります。

そのため、大田区は、大田区の農業を将来にわたって持続可能な形で維持できるよう、農業者の育成の考え方や効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするため、このたび農業経営基盤強化促進法第6条に基づく基本構想を新たに決めました。

## 第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 大田区の位置と農業について

大田区は、東京都の東南部に位置し、面積は61.86平方キロメートルと23区中で一番広い面積を有しています。海と川に臨み、武蔵野台地の先端に位置していることから、昔から人が住みやすく、交通の要路でもあったため、区内には大森貝塚、多摩川台古墳群、池上本門寺五重塔など多くの史跡が点在しています。

人口は、742,842人（令和7年4月1日現在）となっています。

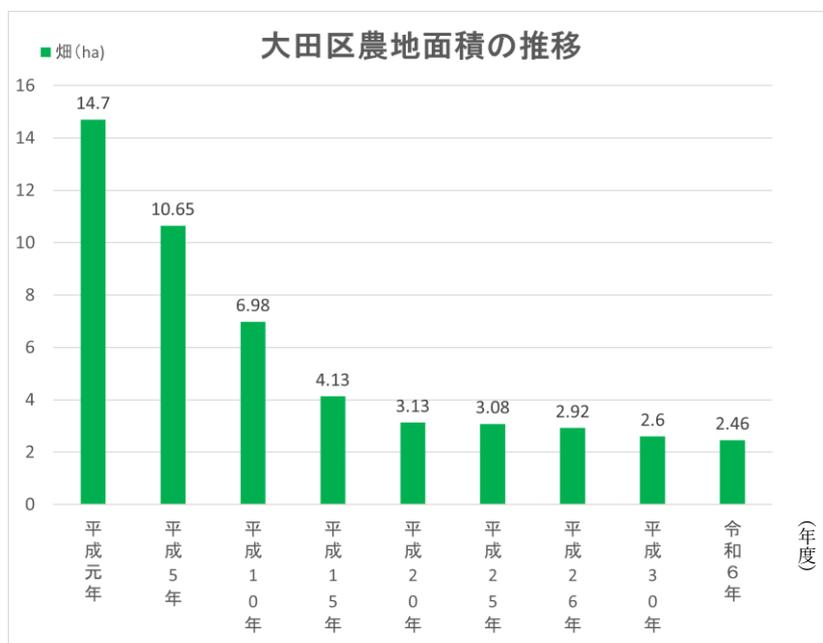
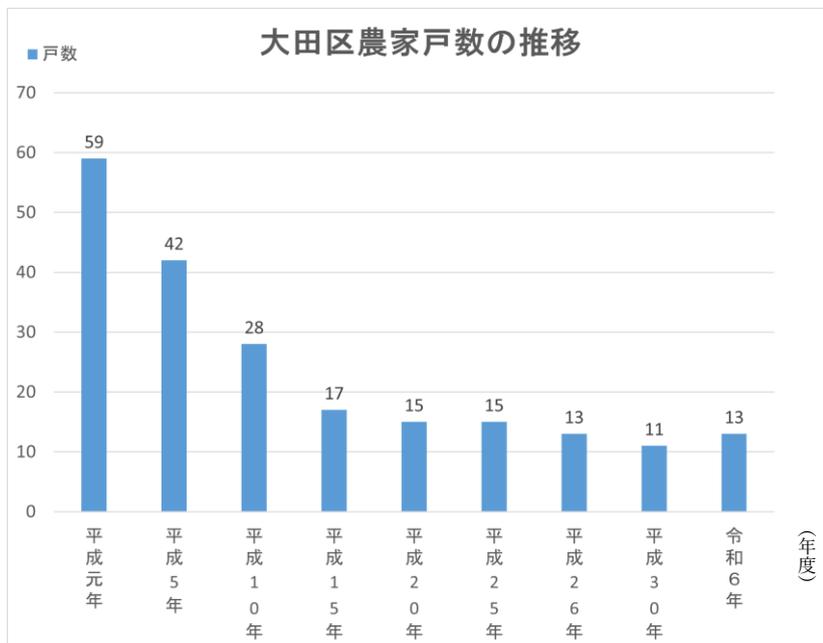
また、産業構造としては、江戸時代初期に整備された「六郷用水」により、新田開発が進み、六郷領と世田谷領の一部を合わせた約50カ村の村々が恩恵を受け、以後300年余り、大田区の農業者の生活になくしてはならないものとなりました。

大正期以降は、中小工場が進出し、低地部は住宅や工場が密集する商業・工地域を形成し、京浜工業地帯の一部となっています。また、都市人口の増加に伴う市街地の拡大によって、農地面積は次第に減少し、今日では商業やサービス業、製造業などの従事者が非常に高い割合を占めています。

#### (1) 都市の農業の現状

都市の農業及び農地は、安全で安心な農産物の供給といった生産面での貢献を基本に、災害時における復旧復興用地や農産物の提供という防災面としての機能や環境保全、潤いや安らぎの場、食育としての機能など、地域を豊かにする多面的な役割を果たしています。

また、担い手である農業者は、消費者に囲まれた地域環境の中で、その地域にあった独自の農業を営んでいます。しかし、都市農地に特有の農地継承の困難さなどの課題があり、農地の減少に歯止めをかけることができていないのが現状です。



(出所 大田区の数字、大田区農家基本調査)

## (2) 大田区の農業の現状

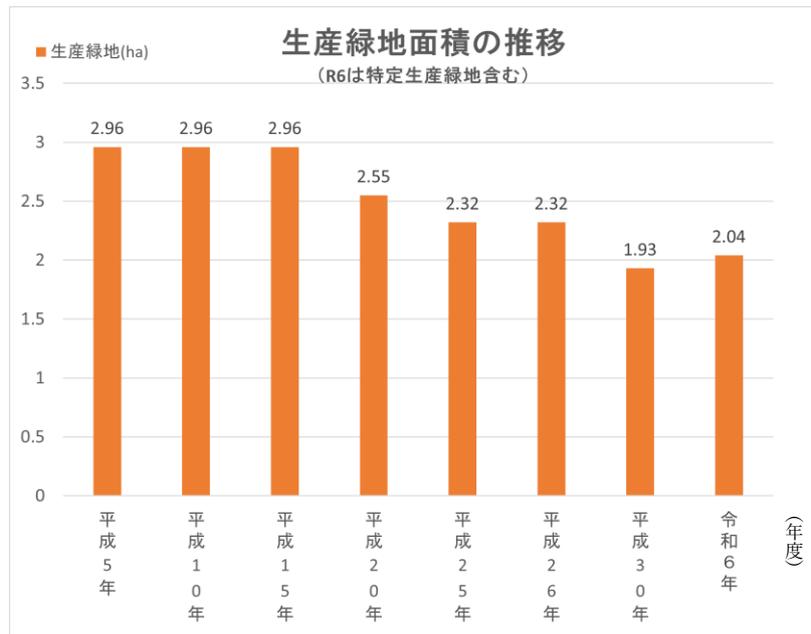
大田区の農業は、他の都市農業を営んでいる地域と同様に、近年、農業者の高齢化や後継者不足が進む中、相続の発生による税負担により農地を手放すなど、宅地化が進行しています。

昭和50年度は農家(注1)110戸、農業人口206人、農地面積約23.62haがあったところ、平成以降は特に減少が進み、令和6年度にはそれぞれ13戸、28人、約2.46haにまで減少するなど、大田区の農業は存続の危機を迎えています。

## (3) 生産緑地と宅地化農地

大田区が生産緑地面積は、平成20年度には約2.55haですが、令和6年度には約2.04haとなり、約2割の減少に留まりました。生産緑地においては、昭和期にみられたような極端な農地減少はなく、残された貴重な農地を農業者の努力により維持している状況です。

ここ数年で新規指定もわずかにあり面積は微増してはいますが、今後は農業者の高齢化に伴う相続の発生等により引き続き農地減少については予断を許さない状況が続いています。



(出典 大田区農家基本調査他)

注1 農家とは、大田区農家基本調査対象である経営耕地面積(本人及び家族が実際に耕作している自作地の合計)が10a以上の世帯、または、経営耕地面積に関係なく、昨年の農産物販売額が15万円以上の世帯をいう。以下同じ。

## 2 農業経営基盤の強化目標

### (1) 基本目標

第1章の1で示した大田区の農業の現状を踏まえ、都市農業における農業経営の育成に向けて、東京都農業振興基本方針に沿って令和7年度から15年度までの9年間を目標期間とし、本構想を定めます。

大田区の農業者は、個人直売などを通じて区民への農産物の供給に大きな役割を果たしてきました。都市農業振興基本法に基づき、生産緑地法の改正や都市農地貸借円滑化法の制定など法・制度が整備される中で、農業者の高齢化や新たな人材の確保、生産性向上に対応する必要が生じています。

今後は、農業の経営基盤を強化し、都市農地の減少に対応するために土地生産性の向上を図りつつ、新技術の導入や環境保全型農業を推進します。さらに、大田区産地としてのブランドを確立し、販売力を高めることで、農業経営基盤の安定化を図ります。

農地面積や農業者が減少している環境の中、農地や農業者を維持していく上で、収益の増加や労働時間の削減などにつながる事業展開を行う農業者の支援・育成を積極的に推進します。

また、区民ニーズに的確に対応し、都市農業及び農地が持つ魅力を積極的に働きかけるために農業にふれあう機会を創出することにより、若い農業者の確保と持続的な大田区農業の発展を目指します。

さらに、地域における農業の役割を自覚しながら、環境に配慮した農業形成の実現を目指します。

この他、大田区は江戸東京野菜に認定されている「馬込大太三寸人参」<sup>まごめおおぶとさんずんにんじん</sup>や「馬込半白節成胡瓜」<sup>まごめはんじろふしなりきゅうり</sup>の発祥地であり、これに加え「伝統小松菜（城南（久が原）小松菜）」の生産も行われていることから、こうした生産者による「種の生産・保存」についても東京中央農業協同組合等と連携して支援していきます。

## （2）農地面積、農家数等の目標

### ア 農地面積

令和6年度の区内の農地面積は約2.46haであり、そのうち生産緑地は約2.04haと約83%を占めています。平成26年度の約2.92haから10年間で約16%減少していますが、生産緑地については約11%の減少に留まっています。

また、令和6年度末時点では、生産緑地のうち約86%の農地が特定生産緑地へ移行しています。今後も生産緑地への追加指定の制度周知や特定生産緑地への移行推進等により、令和15年度の農地面積約2.19ha（うち生産緑地約1.87ha）の確保を目標とします。

### イ 農家数

大田区の農家数は、令和6年度は13戸で、10年前の平成26年度と同数の農家数となっています。

農地の減少等に伴う今後の農家数の減少は否めませんが、施策を講じることによって減少を抑え、令和15年度の農家数は概ね10戸を目標とします。

### ウ 認定農業者を目指す農家数

大田区では、今後、認定農業者制度を開始し、制度周知を図るとともに、関係機関と連携して農業経営改善計画の作成等の支援を行うことで、令和15年度末までに農業継続意向が高く効率的かつ安定的な農業経営（注2）を行う農家である認定農業者を3経営体以上とすることを目標とします。

## （3）効率的かつ安定的な農業経営を育成するための目標及び取組

### ア 農業所得と目標労働時間

大田区は、都市農業の特性を活かし、農業が魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来の農業経営の展望を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

年間農業所得の目標は、東京都農業振興基本方針や東京農業振興プランに合わせ、300万円以上と設定します。

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本として、パートタイマーを中心とする雇用労働等などの活用も考慮します。労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により、主たる従事者1人あたりの年間総労働時間は、1,800時間程度と設定します。

注2 「効率的かつ安定的な農業経営」とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における

他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営体及びそれを目指している経営体であり、以下のことをいう。

- (1) 「認定農業者」
- (2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」
- (3) 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」

#### イ 農業経営基盤の強化の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るためには、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じていく必要があります。このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、大田区農業振興連絡協議会、東京中央農業協同組合、農業改良普及センター等と連携して支援を行うための体制を整備します。

特に認定農業者に対しては、経営改善その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中的に実施します。

具体的には、技術指導及び経営指導について、東京中央農業協同組合や農業改良普及センター等と連携して、重点的に行うとともに、農業経営改善計画の期間を完了する認定農業者については、今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と考え、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を行います。また、経営管理の方法については経営と家計との分離を図ることや青色申告の実施を推進します。

農業従事の態様については、家族経営協定による給料制や休日制の導入、農繁期の援農ボランティアや臨時雇用従事者の活用ができるような取り組みを支援します。

#### (4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

大田区における新規就農者（注3）は、過去10年でも1名しかおらず、親元就農を除き該当者がいない状況です。今後、担い手の高齢化や農業者の減少を考慮すると、将来にわたって、区の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、大田区においては令和15年度末までに1名の当該青年等の確保を目標とします。

大田区及びその周辺区市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、東京都における基準と合わせ農業経営開始から5年後には主として生計が成り立つ年間農業所得300万円程度を確保することを目標とします。

注3 「新規就農者」とは、就農前の主な状態が学生、会社員（農業法人除く）、家事等で、自営農業への従事（親元就農）、農業法人での従事（新規雇用）、新たに農業経営を始めるもの（新規参入）をいう。

##### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

大田区における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援

業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議と連携しながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、大田区農業振興連絡協議会、東京中央農業協同組合、農業改良普及センター等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者などへと誘導します。

## **第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第1章に示したような目標達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、大田区及び周辺区市で展開している優良事例を踏まえ、大田区における主要な営農類型を定めます。なお、主な経営タイプは主な経営体系を記述したものであり、記述にないような他の経営体系でも認められます。

「おおた農業」の将来の主な経営タイプ

タイプ1

目指す農業経営		経営面積 (a) (うち施設(a))	所得 (万円)	労力 (人)	主な品目	主な機械整備等
1	野菜類の直販を主とした農業経営	30 (施設5)	300以上	2以上	果菜類(トマト、キュウリなど)、葉菜類(コマツナなど)、根菜類(ダイコンなど)、江戸東京野菜など	トラクター、管理機、防除機
2	花卉類の直販を主とした農業経営	20 (施設10)			花壇苗(パンジーなど)、鉢花(寄せ植えなど)、野菜苗、切り花(キク、ユリなど)	トラクター、管理機、暖房機、自動灌水装置、防除機
3	花卉類及び野菜類の直販を主とした農業経営	20 (施設5)			花壇苗(パンジーなど)、野菜苗、切り花(キク、ユリなど)、果菜類、葉菜類など	トラクター、管理機、暖房機、自動灌水装置、防除機
4	シクラメンの直販を主とした農業経営	20(都外除く) (施設15)	600以上	2以上 + 雇用1	鉢花(シクラメン)など	暖房機、自動灌水装置、防除機、土壤消毒機

タイプ2

目指す農業経営		経営面積 (a) (うち施設(a))	所得 (万円)	労力 (人)	主な品目	主な機械整備等
1	農業体験利用型	20 (施設2)	300以上	1 + 援農ボランティア等の支援	5万円×80区画	管理機

### 第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1章に示したような目標達成を可能にする農業経営の指標として、現に大田区及び周辺区市で展開している優良事例を踏まえつつ、大田区における主要な営農類型については、第2章の「おおた農業」の将来の主な経営タイプ1～2のうち所得300万円以上の経営タイプを指標とします。

### 第4章 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組

区内農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を図ります。このため認定農業者制度及び認定農業者への各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業経営・就農支援センター、東京中央農業協同組合等と連携して研修・指導及び相談対応等を行います。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、関係機関と連携し、第1章2(4)の取組を行います。

さらに、農業者の安定確保を図るため、家族経営協定制度の推進や、都で実施している「とうきょう援農ボランティア」制度のPR等を行い労働力の確保等の促進を図ります。

加えて、区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、農業関係機関と連携し、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行います。

#### 2 関係機関との連携・役割分担の考え方

区は、東京都、大田区農業振興連絡協議会、一般社団法人東京都農業会議、東京中央農業協同組合等の関係機関と連携しながら、全体的な管理・推進を行います。就農等希望者への情報提供や相談対応、農地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

(1) 大田区農業振興連絡協議会、一般社団法人東京都農業会議は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応・情報提供等を行います。

(2) 区は、東京中央農業協同組合等と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。また、経営の委譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供や、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に委譲を受けられるよう関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

## 第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

### その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次のとおりとなります。

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェア目標

大田区農家基本調査で概ね 0.2ha の耕作を行っている農家を大田区内の中心となる農家とします。令和6年度調査で概ね 0.2ha の耕作を行っている農家5戸のうち3戸が認定農業者となり、令和15年度も概ね0.2haの耕作面積を保持して効率的かつ安定的な農業経営を継続すると、集積される農地面積は0.60ha(0.2ha×3戸=0.60ha)となります。

この集積面積が令和15年度の区内農地面積の推計約2.19haに占める割合約27.4%(0.60ha÷2.19ha×100)を、大田区における効率的かつ安定的な農業経営が農用地の利用に占めるシェアの目標とします。

#### 2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化などの推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕作面積の確保に努めていくこととします。

#### 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、認定農業者など担い手の状況に応じて、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業委託などの取組を促進します。その際、区は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、認定農業者などの担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

## 第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に掲げる事項で、農業の健全な発展に寄与することを目的として農用地の利用権設定等を促進するものです。

### 2 大田区での対応

この事業については、同法第17条第2項の規定により、市街化区域においては行わないものとされているため、大田区では実施しません。

## 第7章 その他

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

## 実証実験・実装促進事業の採択結果について

### 1 採択結果について

(1) スタートアップからの申請件数

20件

(2) 採択結果

各部局とのマッチング及び審査を実施し、以下3件を採択した。

ア 株式会社 KAMAMESHI

(ア) 実証の想定

設備部品の在庫情報をクラウドで可視化・共有・検索可能にするプラットフォームを用いた区内企業のDXモデルの検証。

(イ) マッチング部局

産業経済部産業振興課

イ 株式会社ソフツー

(ア) 実証の想定

電話応対を人からAIに置き換えるサービスを用いた、職員の業務負担軽減、事務処理効率化の検証。

(イ) マッチング部局

総務部防災危機管理課

ウ 株式会社東設土木コンサルタント

(ア) 実証の想定

AIを活用した損傷自動判定の大田区橋梁への適応性の検証および、既存点検効果との対比、調書類簡素化の検討。

(イ) マッチング部局

都市基盤整備部都市基盤管理課

### 2 今後のスケジュール (予定)

実証実験実施：令和7年9月～令和8年2月

成果報告会：令和8年3月

### 3 キックオフイベントについて

採択プロジェクトの紹介と、行政課題解決や区民の QOL 向上につながる  
公民連携プロジェクト創出を促進するイベントを開催する。

<イベント概要>

日時：令和7年10月31日（金）15：15～17：15

（交流会は17：30～18：30）

会場：PiO PARK

プログラム内容：採択プロジェクトの紹介、交流会